

館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留施設又は雨水浸透施設を設置した者に対し補助金を交付することにより、雨水の有効利用の促進及び地下水の保全を図るとともに、雨水の流出抑制を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水貯留槽に附属する給排水設備で、雨水を中水道等として利用するための施設をいう。なお浄化槽等を転用した施設を含む。
- (2) 雨水浸透施設 屋根への降雨水をといにより集め、当該集めた雨水を地下に浸透させる構造を有する枿をいう。ただし、雑排水が混入する浸透枿は除く。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす施設とする。

- (1) 本市において自己の居住の用に供する専用住宅又は併用住宅（居住部分が二分の一以上）に設置する雨水貯留施設又は雨水浸透施設であること。
- (2) 雨水貯留施設は、容量200リットル以上であること。ただし、浄化槽を転用する場合で、単独処理浄化槽撤去費補助金の対象となる場合は対象外とする。
- (3) 雨水浸透施設は、口径300ミリメートル以上の浸透枿であること。なお、浸透枿の標準的な構造は別図のとおりとし、同等以上の機能を有するものを含む。

(交付)

第4条 市長は、補助対象施設を自ら負担して設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、設置する施設の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、設置工事費用の2分の1を限度とし、30,000円を上限額（1,000円未満は切り捨て）とする。
- (2) 補助の対象となる雨水浸透施設は新たに3基以上設置する工事とする。
- (3) 雨水貯留施設及び雨水浸透施設を自ら直接材料を購入し、設置した場合は、材料費のみを設置工事費用の対象とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請は1住宅あたり1回のみとする。

(通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを検査し適正と認めるときは雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付額決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 通知を受けた者は、雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付請求書（別記様式第3号）に当該領収書の写しを添付のうえ市長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、補助対象者が不正な行為等により補助金を受けたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(館林市雨水浸透柵設置補助金交付要綱等の廃止)

2 館林市雨水浸透柵設置補助金交付要綱（平成5年館林市告示第21号）及び館林市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱（平成16年館林市告示第71号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る補助金額については、なお従前の例による。

別図（第3条関係）

